

社会福祉法人 岡南保育会

評議員報酬及び費用弁償規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人定款第5条に規定する評議員に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

（報 酬）

第2条 評議員に対する報酬は支給しない。

（費用弁償）

第3条 評議員が評議員会に出席した場合、その他法人の業務を行うために旅行した場合は、費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、特殊の車馬賃（タクシー賃等）とし、岡山県のタクシーに関する料金・運賃情報を参考に計算した額とする。1^千円以内は500円とし、1^千円を超える場合は1^千円毎に300円を支給し、1^千円未満は切り捨てることとする。

3 前項以外にかかる、費用弁償として職員旅費規程を参考に時間にかかわらず、1日当たり2,500円を支給する。

（費用弁償の方法）

第4条 費用弁償の方法については、随時支給するものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人 岡南保育会

理事及び監事報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人定款第15条に規定する理事及び監事に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

(報 酬)

第2条 理事及び監事に対する報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 理事及び監事が理事会、監事監査、並びに定時評議員会に出席した場合、その他法人の業務を行うために旅行した場合は、費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、特殊の車馬賃（タクシー賃等）とし、岡山県のタクシーに関する料金・運賃情報を参考に計算した額とする。1^千円以内は500円とし、1^千円を超える場合は1^千円毎に300円を支給し、1^千円未満は切り捨てることとする。

3 前項以外にかかる、費用弁償として職員旅費規程を参考に時間にかかわらず、1日当たり2,500円を支給する。

(費用弁償の方法)

第4条 費用弁償の方法については、随時支給するものとする。

(調 整)

第5条 理事及び監事が、定時評議委員会と同じ日に開催される理事会に出席した場合は、第3条に規定する費用弁償の額は1回分のみの支給とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。